

議案第70号

守谷市特別職の職員の給与、報酬、議員報酬、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

守谷市特別職の職員の給与、報酬、議員報酬、旅費及び費用弁償に関する条例（昭和53年守谷町条例第6号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項に次のただし書を加える。

ただし、農業委員会の会長、会長代理及び委員並びに農地利用最適化推進委員に対しては、別表第3に定める額のほか、農地等の利用の最適化の推進に関する事務又は活動の会計年度内における実績に応じて交付される交付金額を限度として規則で定める額を支給する。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

平成30年 8 月 30 日 提 出

守谷市長 松 丸 修 久

平成 年 月 日 原案 決

議 案	頁 数
70号	1

提案理由（議案第70号）

提案の理由を申し上げます。

農地利用の最適化に向けた積極的な活動を推進するため、農業委員会の会長、会長代理及び委員並びに農地利用最適化推進委員に対して、農地利用の最適化の推進に関する事務又は活動の実績に応じて交付される交付金額を限度として規則で定める額を加算して支給できるように、「守谷市特別職の職員の給与、報酬、議員報酬、旅費及び費用弁償に関する条例」の一部を改正するものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

議案	頁数
70号	2

守谷市特別職の職員の給与，報酬，議員報酬，旅費及び費用弁償に関する条例新旧対照表

改 正	現 行
<p>(非常勤の職員の給与)</p> <p>第9条 第1条第4号及び第6号から第11号までに掲げる非常勤の特別職の職員（以下「非常勤の職員」という。）の報酬は，別表第3に掲げる額とする。<u>ただし，農業委員会の会長，会長代理及び委員並びに農地利用最適化推進委員に対しては，別表第3に定める額のほか，農地等の利用の最適化の推進に関する事務又は活動の会計年度内における実績に応じて交付される交付金額を限度として規則で定める額を支給する。</u></p> <p>2及び3 (略)</p>	<p>(非常勤の職員の給与)</p> <p>第9条 第1条第4号及び第6号から第11号までに掲げる非常勤の特別職の職員（以下「非常勤の職員」という。）の報酬は，別表第3に掲げる額とする。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>2及び3 (略)</p>

議 案 70号	頁 数 3
---------	-------

守谷市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の報酬に関する規則（案）

（趣旨）

第1条 この規則は、守谷市特別職の職員の給与、報酬、議員報酬、旅費及び費用弁償に関する条例（昭和53年守谷町条例第6号。以下「条例」という。）

第9条第1項ただし書の規定により支給する農業委員会の会長、会長代理及び委員並びに農地利用最適化推進委員（以下「委員」という。）の実績に応じた報酬に関し、必要な事項を定めるものとする。

（支給の対象となる活動及び委員）

第2条 支給の対象となる活動は、次に掲げる活動とする。

- （1）担い手への農地集積・集約化の推進活動
- （2）遊休農地の発生防止・解消活動
- （3）農地中間管理機構との連携活動
- （4）新規参入の促進活動
- （5）農地利用の最適化に必要な会議等への出席
- （6）その他農地利用の最適化に必要な活動

2 支給の対象となる委員は、前項の活動を月1日以上実施した月数が1月上ある委員（以下「活動実績がある委員」という。）とする。

（規則で定める額）

第3条 条例第9条第1項ただし書の規則で定める額は、農地利用最適化交付金事業実施要綱（平成28年3月29日付け27経営第3278号農林水産事務次官依命通知）の規定による交付金（以下「交付金」という。）を財源とし、次の式により算定した額の範囲内の額とする。

$(6 \text{ 千円} \times \text{月1日以上活動した月数}) + (\text{交付金事業実施要綱に基づく成果実績に応じた交付金} / \text{活動実績がある委員数})$

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

議案	頁数
70号	4